

事 務 連 絡

令和8年4月24日

各建築関係団体等の長 殿

各住宅トップランナー事業者 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

**脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する  
法律等の一部を改正する法律の運用について（周知依頼）**

平素より住宅・建築行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

建築物のエネルギー消費性能の算定に係る運用については、別添の技術的助言（令和8年4月24日国住参建第617号）のとおり、都道府県等に通知しているところです。

貴職におかれましては、執務の参考としていただくとともに、貴団体会員に対し、別添の内容について周知頂きますようお願いいたします。